

地方独立行政法人岩手県工業技術センター定款

目次

- 第1章 総則
- 第2章 役員
- 第3章 業務及び執行
- 第4章 資本金等
- 第5章 雑則
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この地方独立行政法人は、企業等の求めるものに対応した工業技術に関する試験研究の成果の移転及び普及等の業務を総合的に行うことにより、企業の新製品の開発及び技術力の向上を支援するとともに、地域技術の振興、伝統産業の活性化及び産業の創出を図り、もって岩手県における産業の振興及び経済の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「法人」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 法人の設立団体は、岩手県（以下「県」という。）とする。

(事務所の所在地)

第4条 法人は、事務所を岩手県盛岡市に置く。

(設置する公共的施設)

第5条 第1条の目的を達成するために法人が設置する公共的施設（以下「センター」という。）は、次に掲げるとおりとする。

名 称	所在地
岩手県工業技術センター	岩手県盛岡市

(法人の種別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、岩手県報に登載して行う。

第2章 役員

(定数)

第8条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事 4人以内

(4) 監事 2人

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐する。
- 3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 理事は、理事長の定めるところにより、法人の業務を掌理する。
- 5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 6 監事は、法人の業務を監査する。
- 7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は岩手県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

(理事長等の任命)

第10条 理事長及び監事は、知事が任命する。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

(任期)

第11条 理事長の任期は、4年とする。

- 2 副理事長の任期は、4年とする。
- 3 理事の任期は、4年とする。
- 4 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第15条第2項に規定する財務諸表承認日までとする。
- 5 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は、再任されることができる。

第3章 業務及び執行

(業務の範囲)

第12条 法人は、第1条に規定する目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) センターを設置し、これを運営すること。
- (2) 工業技術に関する相談、試験研究、分析その他の支援を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による試験研究を行うこと。
- (4) センターにおける試験研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (5) 知的財産に関する情報の収集及び提供その他の知的財産権の活用を推進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第13条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 資本金等

(資本金)

第 14 条 法人の資本金の額は、別表第 1 及び別表第 2 に掲げる県が出資する資産について、当該出資の日における時価を基準として県が評価した価額の合計額とする。

(残余財産の帰属)

第 15 条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は県に帰属する。

第 5 章 雑則

(規程への委任)

第 16 条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

この定款は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 14 条関係)

資産の種別	所在地番	地 目	面 積
			m ²
土 地	盛岡市北飯岡二丁目 4 番 2	宅 地	4, 125. 36
土 地	盛岡市北飯岡二丁目 4 番 3	宅 地	60, 166. 39

別表第 2 (第 14 条関係)

資産の種別	名 称	所在地	構 造	延べ床面積
				m ²
建 物	本館棟	盛岡市北飯岡二丁目 4 番地 3	鉄筋コンクリート造地下 1 階付 4 階建	10, 291. 75
建 物	醸造食品実験棟		鉄筋コンクリート造地下 1 階付 2 階建	1, 563. 01
建 物	特産工業実験棟		鉄筋コンクリート造 2 階建	1, 522. 94
建 物	工業材料実験棟		鉄筋コンクリート造 2 階建	1, 342. 63
建 物	電子機械実験棟		鉄筋コンクリート造 2 階建	990. 16
建 物	車庫棟		鉄骨造平屋建	81. 33
建 物	倉庫		鉄筋コンクリート造平屋建	6. 00